



MMI News

エム・エム・アイ ニュース

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>

2005

4月号

主な記事

- MMIグループのロゴマークが変わります
- MMI経営者倶楽部ゴルフコンペ
- 続・知の偏食
- 平成17年度年度更新事務に係る注意点
- 取得価額の判定単位

MMIグループのロゴマークが変わります

MMIグループは現在株式会社エムエムアイと高橋合同会計事務所を中心として、中小零細企業の「会計と税務」をサポートしております。

しかし中小零細企業と言っても、1人法人や個人事業者から従業員100人以上の企業までそのニーズは様々です。

また「会計と税務」以外の人事等につきましても、専門性を要する業務についての相談やご依頼もごさいます。

MMIグループでは長年の経験から様々な外部ブレンとの交流がごさいます。

しかも実務を通してのお付き合いですから、信頼性はMMIグループが保証いたします。

一般には関連企業をグループ会社と呼びますが、私共は、こう言った外部ブレンも含めた関係の広がりをもってMMIグループと考えております。

今回のMMIグループのロゴマークはそういった、人を中心とした関係の広がりイメージしております。

MMIグループは個人事業の開業から上場までをトータルにサポートする体制を整えております。

MMIグループ中核企業

◆MMIグループ専門ブレン

行政書士

行政書士法人青藍会近藤事務所(社労士兼務)

不動産鑑定士

木内わがまち総合鑑定株式会社
株式会社日本カンテイセンター

中小企業診断士

イーエムイーコンサルタンツ株式会社
経営創研株式会社

弁理士

インテクト国際特許事務所
近島国際特許事務所

経営研究協同組合

外国人(中国人)研修生受入れ事業

上海日経財務代理有限公司

中国業務(財務・経理・税務・
会社設立・輸出入代行)

株式会社 エムエムアイ

経営計画
経営者倶楽部
ちょうぼ倶楽部
経理ソフト指導
人事ソフト開発

高橋合同会計事務所

会計監査
決算申告
税務業務

森税理士事務所

資産税業務・節税倶楽部

千葉税理士事務所

税務調査・税務顧問

MIS有限会社

楽天MMI-e shop運営
経理総務系業務ソフト販売

◆MMIグループ専門ブレン

税理士・公認会計士

石田税理士事務所
佐々木公認会計士事務所
滝川税理士事務所
公認会計士松澤進事務所

監査法人

霞が関監査法人

弁護士

岡本政明法律事務所
東京グリーン法律事務所
アイランド新宿法律事務所

司法書士

SSJ司法書士法人
小池司法書士事務所

社会保険労務士

株式会社渡邊事務所
酒井社会保険労務士事務所

上記以外にも保険・金融・不動産等様々な専門ブレンとの関係があります。

各ブレンの業務内容も次号より紹介してゆきたいと思っております。

どのような事でも結構ですから、何かありましたら担当者にお声を掛けてみてください。

MMIグループ代表 高橋節男

*名刺・封筒など順に新しいものに変更してゆきます。



4月の経営者倶楽部は春の暖かな日差しの中、元気一杯にゴルフでのんびりと一日を過ごしていただきたいと思ひます。またゴルフ終了後に参加者の各企業の皆様との情報交換・懇親会を行いたいと思ひております。後継者等いらっしゃいましたら是非一緒にご参加ください！

豪華景品をご用意いたしますので奮ってご参加下さい。

場 所 成田ゴルフ倶楽部
千葉県成田市大室127 TEL：0476-36-0111

参 加 費 メンバー 2名様まで無料
オブザーバー 10,000円
(プレー費は各自御清算下さい。)

申 込 み 4月10日までにご連絡をお願いいたします。

＝ 記 ＝

日 時 平成17年4月22日(金)
AM8:00集合 AM8:49 OUTスタート
打ちっぱなしの練習場やグリーン周りの練習場は全て無料です。日ごろ練習不足の方は早めに来て練習してください。

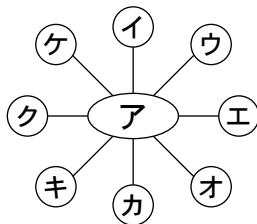


詳細・お問い合わせ
詳細・お問い合わせはMMI担当 鈴木 まで。
Tel 03(3778)2311

続々・知の偏食

◆ 次の問題を解いてください。

日能研の「しかくい頭をまるくする」という電車の広告の問題です。大変面白いと思ったので以下にご紹介いたします。



ア～ケの中に1～9までの数字を入れ、縦横斜めの合計が全て同じになるようにするためには、真ん中の「ア」に入る数字は、？と？と？です。

答えはもう少し後に書いてあります。よく考えてください。答えが見つかった方から次へ進んでください。考え方は自由です、答えは3つありますので、あてずっぽうでもでると思ひます。

一番オーソドックスな考え方としては、真ん中の「ア」は一つの数字なのだから、両端を足した合計もすべて同じになるということです。

と言うことは、大きい数字と小さい数字を足していけばよいのかなと見当をつけ、1+9=10、2+8=10、3+7=10、4+6=10とするとのこりは「5」であり真ん中の「ア」にはいる数字は「5」ということが判ります。

そうすると、同じように両端の大きい数字と小さい数字を順番に足していける為には、あと真ん中に入れそうな数字は、途中の数字ではなく両端の「1」と「9」ではないか？との推測が成り立ち、足してみると以下となります。

「ア」が「1」の場合
2+9=11、3+8=11、4+7=11、5+6=11

「ア」が「9」の場合
1+8=9、2+7=9、3+6=9、4+5=9

と言うことで、正解は「1」と「5」と「9」と言うこととなります。

数学で解く
上記の問題を数学で解くと、大変複雑です。何故ならば答

えが3つあるからです。答えが一つの場合は、数学で解くと簡単なのですが、答えが3つの場合は大変複雑です。

以下に算式を示します。

まず条件を式にしてみます。

真ん中の「ア」にはいる数字をXとし、縦横斜めの合計をYとし、「イ」～「ケ」即ち周りの数字の合計をZとすると以下の算式が成り立ちます。

① $4X+Z=4Y$

1～9までの全ての数字を足した合計は「45」です。そこで以下の式が成り立ちます。

② $X+Z=45$

ここで求める答えは「X」ですので②の算式から「Z」を求め①の算式に代入してやります。

③ ②より $Z=45-X$ これを①に代入すると $4X+45-X=4Y$ これを整理すると以下となります。

④ $4X+45-X=4Y$ $3X+45=4Y$ $3X=4Y-45$ $X=4/3Y-15$
算式で解けるのはここまでです。答えが3つあるためこれ以上の算式はできません。

ここで答えの「X」は1～9までの整数と言う限定があることです。

「Y」の値がどうであれ、15を引いて1～9の数字になるためには、16以上でなければなりません。そこで $4/3Y$ は16以上ということが判ります。

さらに $4/3Y$ と言うことは「Y」を3で割って4を掛けたものでありますから、4の倍数であるということが判ります。4の倍数で16以上で15を引いたら1～9の数字になる場合を考えると、以下となります。

$4 \times 1=4$ 、 $4 \times 2=8$ 、 $4 \times 3=12$ 、ここまでは15以下なので駄目、 $4 \times 4=16$ $16-15=1$ ピンポ～ン、一つ目の答えは「1」と言うこととなります。

$4 \times 5=20$ $20-15=5$ が二つ目の答えです。 $4 \times 6=24$ $24-15=9$ が三つ目の答えです。

これで数学的には解けたことになると思ひます。

どちらが頭が良いのでしょうか？……………

続きは5月号に掲載いたします。

新しい年度を迎え、社会保険・労働保険事務担当者には、忙しい季節が再びやってまいりました。今年度は、法律改正により、年度更新事務及び給与計算等、様々な変更点があります。下記の点にご注意の上、提出期日までにきちんと申告書が提出できるようにしましょう。

1. 雇用保険料率の改定

雇用保険の料率が、平成17年4月1日より以下の表のとおりに変更になります。

◆雇用保険率の改正内容

事業の種類	改正後			改正前		
	保険率	事業主	被保険者	保険率	事業主	被保険者
一般の事業	19.5/1000	11.5/1000	8/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
農林水産・清酒製造の事業	21.5/1000	12.5/1000	9/1000	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
建設の事業	22.5/1000	13.5/1000	9/1000	20.5/1000	12.5/1000	8/1000

毎年4月中旬頃会社宛てに、「労働保険料確定・概算保険料申告書」が届いていると思いますが（一部の会社には届かない場合があります。）、確定保険料の欄と概算保険料の欄がそれぞれあります。記入欄には、該当する保険料率がすでにプリントしてありますので、その表のとおりに入力していけば間違いはないはずですが、今年度は、概算保険料のほうが多くなります。記入がすんだら、再度確認をして労働基準監督署あるいは、労働局へ提出してください。

2. 一般保険料額表の廃止

毎月の給与から雇用保険料を引くときに、「一般保険料額表」というものを用いている方も、多くいらっしゃるかと思います。平成17年4月1日より、その料額表は廃止となります。今後は、総支給額に保険料率をかけて算出することになります。

3. 雇用保険料の給与計算上の注意

雇用保険料は、毎月の給与から源泉徴収しますが、1.の通り、雇用保険料率に変更される為、給与計算ソフトを用いて計算をされている会社も設定の変更が必要になります。

さらに、今までは計算上出てきた端数を「1円未満の端数は切り捨てる」という規程があったため、そのように処理されていたと思います。しかし、2.の「一般保険料額表」が廃止された為、「切り捨て」という規程が同時に廃止となり、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」により、「50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げる」となりました。ただし、労使間での慣習的な取扱等の「特約」がある場合は、従来どおり「切り捨て」でもかまわないそうです。また、従来切捨てで処理がされていた場合は引き続き「切り捨て」でもよいとのこと。何らかの書面による「特約」を労使間で結んでおけば、より正しい方法といえるでしょう。

（株）渡邊事務所

平成17年税制改正概要

1. 所得税の定率減税の縮減

所得税の20%（最高25万円）という定率減税が平成18年から半分の10%（最高12万5千円）になります。平成17年は今までどおりです。

2. 耐震性のある中古住宅の扱い

現行の住宅ローン減税の対象となる中古住宅は、耐火建築物（鉄筋コンクリート造りなど）で25年以内、それ以外で20年以内に建築されたものに限られています。平成17年4月1日以後に取得する耐震性のある中古住宅については、この築年数の制限がなくなります。

3. 手元にある上場株式等の特定口座への受け入れ

手元にある上場株式等（タンス株）を特定口座に実際の取得日及び取得価額で受け入れる制度が平成17年4月1日からできます。

4. 特定口座内の株式の無価値化損失

特定口座内の株式が、発行会社の清算終了等により無価値化した場合に、その損失は株式等の譲渡損失とみなされます。平成17年4月1日以後から適用されます。

5. 所得税の寄付金控除の限度額引き上げ

寄付金控除の限度額が、総所得金額等の25%から30%に引き上げられます。

6. 住民税関連の改正

65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の場合、住民税が非課税であった措置が廃止されます

7. 人材投資促進税制

青色申告法人が対象で、教育訓練費が直前2期の平均額を超えた額の25%を税額控除するものです。

中小企業者である青色申告法人の場合は、ケースによって教育訓練費の額に最高20%を掛けた額を税額控除します。いずれも法人税額の10%が限度となっています。この制度は平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用

このレポートについては概略をまとめたものであり、今後の国会審議等により内容が変更される可能性がありますのであらかじめご了承願います。なお、実際の運用に際しましては詳細・内容について事前に必ず顧問の税理士、会計士、弁護士等の専門家と十分なご検討をお願いいたします。

3月決算法人においては、いよいよ今申告分から、15年度改正で設けられた、「IT投資促進税制」や「中小企業の少額減価償却資産の損金算入制度(30万円未満の一括損金算入制度)」が初めて適用されます。

ここで改めて確認しておきたいのは、減価償却資産の取得価額の判定単位です。

30万円未満の減価償却資産の一括損金算入制度に対する取得価額の判定単位については、当制度の導入に伴い措置法通達の一部がこのほど改正され、既存の「10万円未満の少額減価償却資産」や「20万円未満の一括償却資産」と同様の内容を織り込んだ取扱いが新たに設けられました。

通達では、“取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごと、構築物のうち単体では機能を発揮できないものについては1の工事等ごとに判定する”

としています(措基通67の8-2)。

つまり、パソコンとプリンターを同時に購入したケースで「30万円未満の一括償却制度」を適用する際は、パソコンやプリンターがそれぞれ単体で機能を果たすものであるうえ、取引単位が別であることから、それぞれの取得価額が30万円未満か否かにより適用の有無が判定されることとなります。

逆に、「IT投資促進税制」の場合は、租税特別措置法20条の5の2に規定する設備の取得した価格の合計が、600万円(資本金3億円以下の法人は140万円)を以上となるか否かにより判定されます。

つまり、上記と同様にパソコンとプリンターを同時に購入したケースで「IT投資促進税制」を適用する場合には、プリンターを含めて“電子計算機”に該当することから、これらの取得価額の合計額が一定金額を超えているかどうかにより適用の有無が決まることとなります。

4月の税務

1 金		軽自動車税の納付
2 土		(賦課期日……4月1日)
3 日		納期限……4月中において市町村の条例で定める日
4 月		
5 火		
6 水		
7 木		
8 金	4月11日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9 土		
10 日	4月15日	給与支払報告に係る給与所得者異動届出
11 月		
12 火		
13 水		
14 木		
15 金	4月20日	固定資産課税台帳の縦覧期間
16 土		
17 日		
18 月		
19 火		
20 水		
21 木		
22 金		
23 土		
24 日		
25 月		
26 火		
27 水		
28 木		
29 金	5月2日	2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所得税)・法人住民税) 2月・5月・8月・11月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 8月決算法人の中間申告(法人税・法人事業税・法人住民税)……半期分 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付……4月中において市町村の条例で定める日 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告 法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 消費税の年税額が400万円超の5月8月11月の決算法人の3ヶ月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 消費税の年税額4,800万円超の2月から12月までの決算法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
30 土		
5/2 日		
5/2 月		

松下幸之助 一言集

引き下がる決断

やるべきときにやる、引くべきときに引く、いわゆるこの出処進退ということが、人間として、とくに経営者として一番大事なことではないでしょうか。

たとえば、ある一つの仕事もう一つうまくいかず、やめた方がいいとなった場合、そこにはやはり何らかの犠牲が伴います。世間からいろいろな批判を受けるでしょう。また信用も失墜するかも知りません。しかしそれを惜しんではいけません。惜しんでいるとなかなかやめられない。やはりそういうものにとらわれず、やめるべきものはやめるんだという引き下がる決断をすることが経営者として大切だと思うのです。

編集後記

中学生位の女の子と小学生の男の子がマンションのポストの前でなにやら部屋番号を確認中。「ちゃんと確認したの!」とお姉さんに言われると「うん」と照れ笑い。部屋番号を押してニコニコしながらお姉さんの顔をみて友達の応答を待っているんです。

そう、今日は「ホワイトディ」。あんなかわいい姿を久しぶりに見かけなんだかともうれしくなりました(〇〇)



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。